

函館市保育士等継続就労奨励金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の未来を担う子ども達の健全な心身を育み、生涯にわたる生きる力の基礎を培うとともに、保護者が安心して子育てできる環境を提供するため、本市の保育所等で長期間にわたり尽力する保育士等（以下「継続就労保育士等」という。）に対して支給する奨励金（以下「継続就労奨励金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 継続就労奨励金の支給対象となる継続就労保育士等（以下「支給対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内の保育所、幼稚園または認定こども園（以下「支給対象施設」という。）において、常勤（1日6時間以上かつ月20日以上勤務することをいう。以下同じ。）の保育士、幼稚園教諭または保育教諭として乳幼児の保育に直接従事する者（以下「保育士等」という。）であること。
- (2) 継続就労奨励金の申請をする日において、同一法人が運営する支給対象施設において保育士等として1年以上の期間を継続就労した経験月数（雇用期間が1年を超えた場合に、経験月数について1か月に満たない端数が生じた場合はこれを切り捨てて計上する。）を通算した月数が、次に掲げる給付金種別ごとに定める就労継続月数に到達してから1年を経過していないこと。

ア	3年就労給付金	36か月以上48か月未満
イ	6年就労給付金	72か月以上84か月未満
ウ	9年就労給付金	108か月以上120か月未満
- (3) 前号アからウまでに掲げる給付金のうち、同一種別の給付金または渡島地域（函館市および北海道渡島総合振興局が管轄する市町村をいう。）における他の地方公共団体等が実施する同様の条件による給付金を受給したことがないこと。
- (4) 継続就労奨励金の申請後、支給対象施設において1年以上常勤の保育士等として継続して就労する意志があること。

(支給額)

第3条 市は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、継続就労奨励金として10万円を支給する。

(奨励金の支給の申請)

第4条 継続就労奨励金の支給を受けようとする者は、別記第1号様式の申請書に、別記第2号様式による申告書兼宣誓書を添えて申請しなければならない。

(支給の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査の上支給の可否を決定し、別記第3号様式または別記4号様式により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定において必要な場合は、支給対象者の就労先に事実確認をするものとする。

(譲渡等の禁止)

第6条 継続就労奨励金の支給を受ける権利は、譲渡し、または担保に供してはならない。

(奨励金の返還)

第7条 市長は、支給対象者が虚偽その他不正な行為により継続就労奨励金の支給を受けたことを知った場合は、継続就労奨励金の支給の決定を取り消し、当該支給対象者に対し、支給金額の返還を命じるものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第4条関係）

函館市保育士等継続就労奨励金支給申請書

函館市長 様

年 月 日

申請者： 住所
氏名（署名）

私は、下記のとおり、函館市保育士等継続就労奨励金の支給を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 私は、別添申告書兼宣誓書の内容のとおり、函館市保育士等継続就労奨励金支給要綱に定める支給対象者として、次の給付金種別の資格を有しますので、当該奨励金の給付を申請します。
 - 3年就労給付金
 - 6年就労給付金
 - 9年就労給付金
- 2 函館市保育士等継続就労奨励金の支給については、次の口座に振り込んでください。
 - 別添通帳等の写しのとおり
 - 下記のとおり
 - 銀行名・支店名
 - 口座種別
 - 口座番号
 - 口座名義（カナ氏名）
（漢字氏名）
- 3 私は、虚偽その他不正な行為により函館市保育士等継続就労奨励金の支給を受けた場合には支給金額について返還することに同意します。

別記第2号様式（第4条関係）

函館市保育士等継続就労奨励金 申告書兼宣誓書

函館市長 様

年 月 日

申告・宣誓者： 住所
氏名（署名）

私は、下記のとおり、函館市保育士等継続就労奨励金の支給を受けるための資格を有することについて申告および宣誓します。

記

1 申告内容（該当する項目にレ印）

次の施設に常勤（1日6時間以上かつ月20日以上勤務）の保育士等（保育士、幼稚園教諭または保育教諭として乳幼児の保育に直接従事する者）として就労しています。

就労先施設名：（ ）

同一法人が運営する市内の保育所、幼稚園または認定こども園において保育士等として1年以上の期間を継続就労した経験月数（雇用期間が1年を超えた場合に、経験月数について1か月に満たない端数が生じた場合はこれを切り捨てて計上する。）を通算すると、申請日時点で（ ）か月です。

同一種別または渡島地域での同様の給付金を受給したことはありません。

2 宣誓内容（宣誓する項目にレ印）

私は、本奨励金の受給後1年以上常勤の保育士等として継続して現就労先に就労することを希望しています。

私の職歴は、添付した履歴書および在職証明書の写しのとおり間違いありません。

【就労先施設の長による証明欄】

知る限りにおいて上記申告内容および宣誓内容に間違いありません。

施設名：

職氏名（署名または記名押印）：

別記第3号様式（第5条関係）

函館市保育士等継続就労奨励金 支給決定通知書

年 月 日

様

函館市長

印

あなたは、このたび御申請のあった函館市保育士等継続就労奨励金の支給要件を満たしておりますので、下記のとおり支給することを決定いたしました。

保育士、幼稚園教諭および保育教諭は、本市の未来を担う子ども達の健全な心身を育み、生涯にわたる生きる力の基礎を培うとともに、保護者が安心して子育てできる環境を提供するための、大変重要でかけがえのないお仕事です。

あなたが本市でこの職業に就いてくださったことと、これまで長きにわたり本市の子ども達や保護者のために御尽力くださったことに、心から感謝するとともに、今後の御多幸と御健勝を御祈念申し上げます。

記

- 1 支給対象者
- 2 支給する給付金の種別 年就労給付金
- 3 支給額 円
- 4 決定の理由 支給要件を満たしていると認められるため

別記第4号様式（第5条関係）

函館市保育士等継続就労奨励金 審査結果通知書

年 月 日

様

函館市長

印

先に申請のありました函館市保育士等継続就労奨励金の受給要件について審査した結果を下記のとおり通知します。

記

1 申請者

2 審査結果 支給要件を満たしているとは認められませんでした。